

栃木県タクシー運賃改定のお知らせ

令和8年6月22日（月）より、栃木県内のタクシー運賃が改定されます。

今回の運賃改定は、物価高騰への対応や、タクシー運転者の労働環境改善・人材確保を目的として実施されます。

【普通車（上限運賃）の例】

項目	内容
初乗運賃	0.9kmまで 500円
加算運賃	221mごとに100円
時間距離併用運賃	1分20秒ごとに100円（低速走行時等）

実際の運賃は事業者ごとに認可運賃の範囲内で設定されます。

適用開始日：令和8年6月22日（月）

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。